

使用前検査申請書

廃炉発官R4第140号
令和4年11月18日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設 移送設備 ALPS処理水移送ポンプ（完成品） 2台 ALPS処理水流量計 4個 放射線モニタ 2個 緊急遮断弁-1 2台 緊急遮断弁-2 2台 ALPS処理水流量調整弁 2台 主要配管 ・測定・確認用タンク間 ・測定・確認用タンク出口からALPS処理水移送ポンプ入口まで ・ALPS処理水移送ポンプ出口から緊急遮断弁-1まで ・緊急遮断弁-1から海水配管ヘッダ入口取合まで 希釈設備 海水移送ポンプ（完成品） 3台 海水流量計 3個 放水立坑（上流水槽） 1基 主要配管 ・海水移送ポンプ出口から海水配管ヘッダ入口取合まで ・海水配管ヘッダ ・海水配管ヘッダ出口から放水立坑（上流水槽）まで 放水設備 放水立坑（下流水槽） 1基 放水トンネル 1式 放水口 1基 実施計画Ⅱ 2.50.2.1, Ⅱ 2.50.2.2主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和4年10月27日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和5年1月16日 至 令和5年春頃</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 [REDACTED]</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和5年春頃</p>

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和4年						令和5年							
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
ALPS処理水希釈 放出設備及び 関連施設	移送設備 希釈設備 放水設備				▼										
					—				☆					
												令和5年 春頃			

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。


(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

	: 非管理区域
福島第一原子力発電所	
屋外 (K4タンクエリア)	: 管理対象区域
多核種移送設備建屋	: 管理対象区域
免震重要棟	: 管理対象区域
屋外 (ALPS処理水移送エリア)	: 管理対象区域
5, 6号機東側電気品建屋	: 管理対象区域
屋外 (5/6号機スクリーンエリア)	: 管理対象区域
屋外 (港湾)	: 管理対象区域

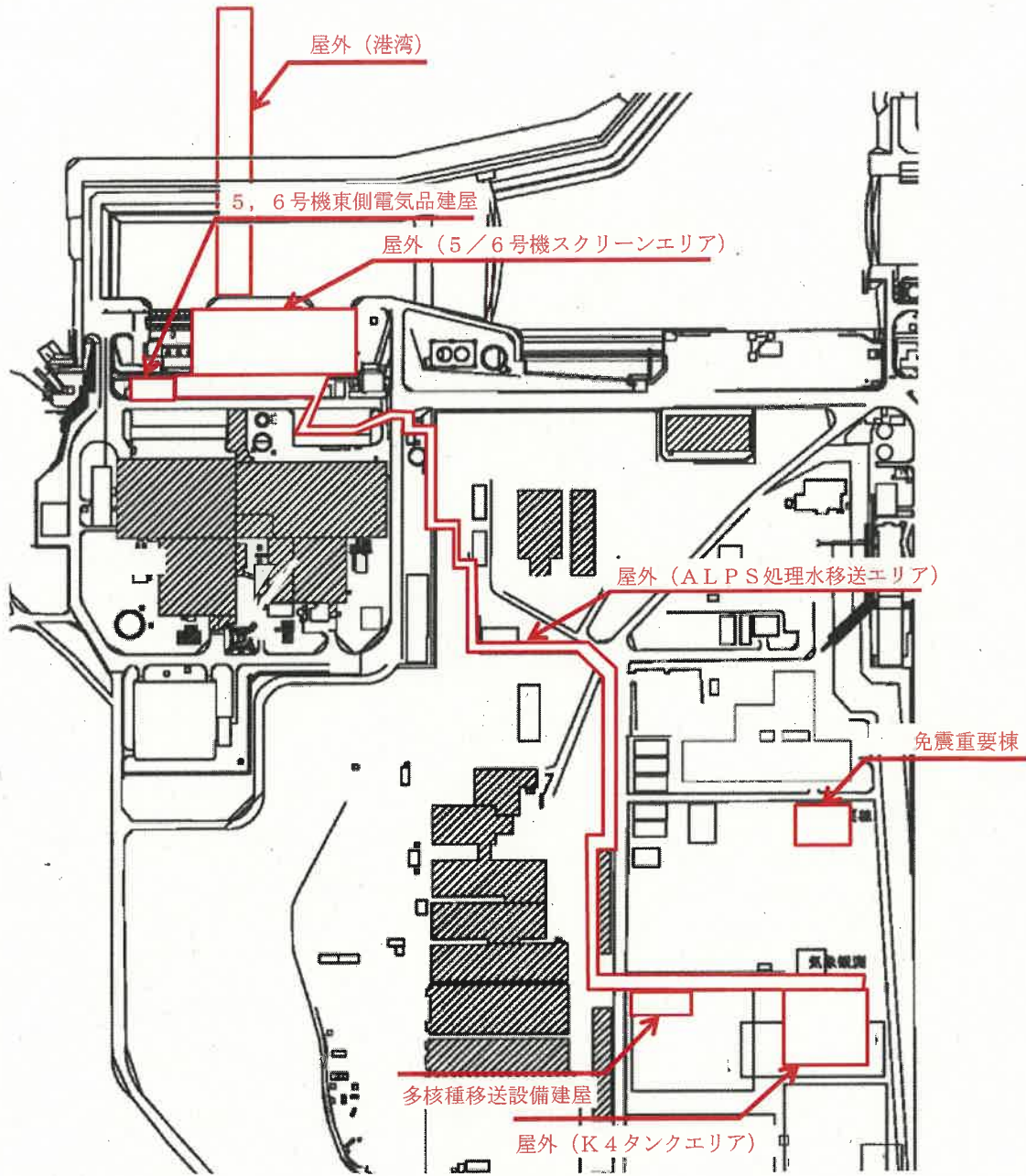
別添－1 : 検査場所図

別添－2 : 検査範囲図

別添－3 : 検査系統概略図

以上

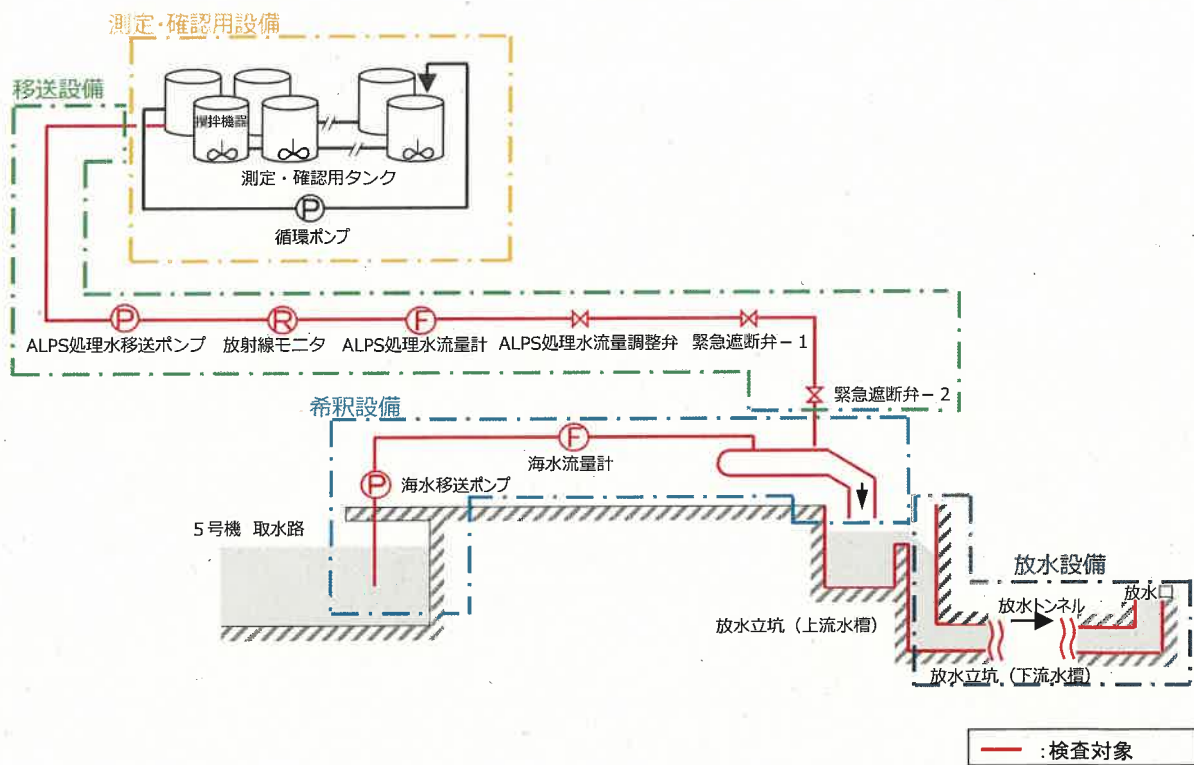
検査場所図



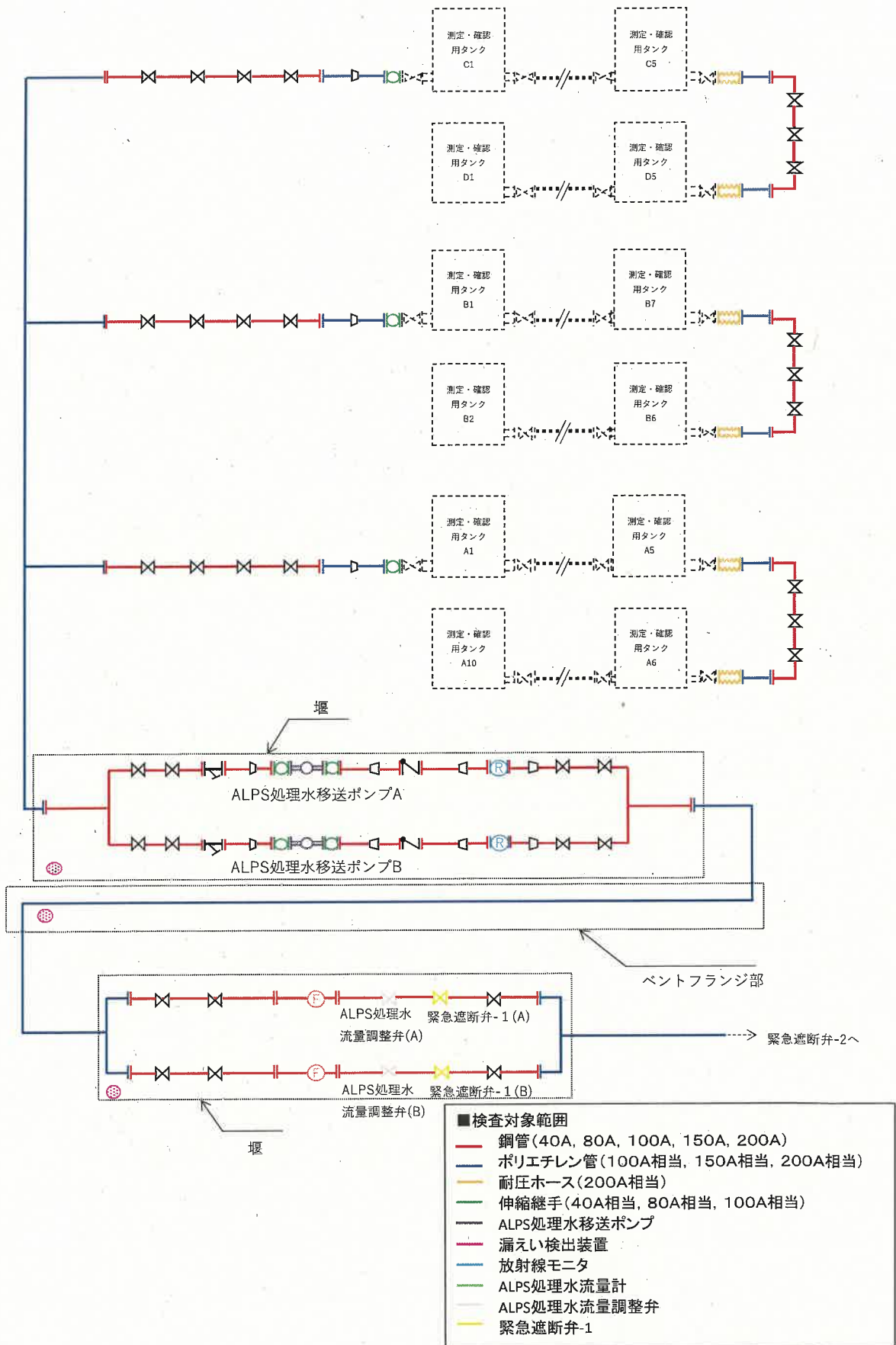
福島第一原子力発電所構内

□ : 検査場所

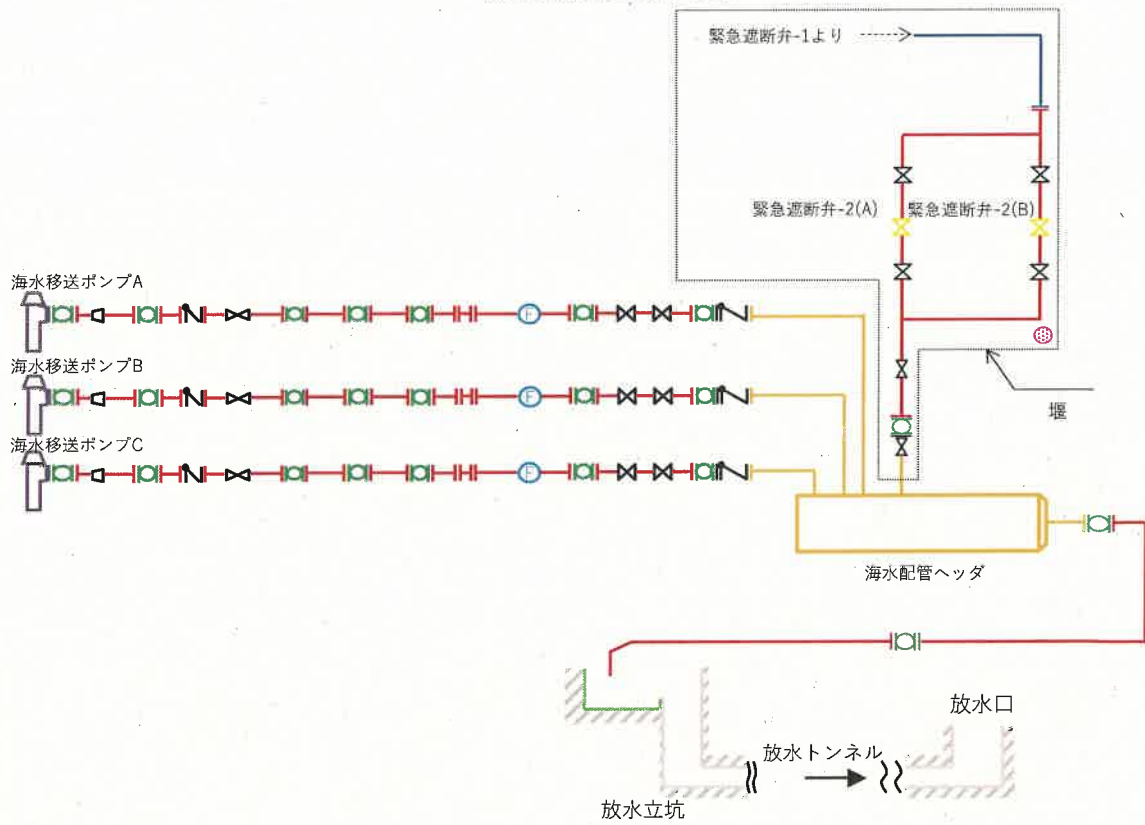
検査範囲図



検査系統概略図 (1)



検査系統概略図 (2)



- 検査対象範囲
- 鋼管(100A, 800A, 900A, 1800A)
 - ポリエチレン管(100A相当)
 - 伸縮継手(100A相当, 800A相当, 900A相当, 1800A相当)
 - 海水配管ヘッダ
 - 海水移送ポンプ
 - 緊急遮断弁-2
 - 漏えい検出装置
 - 海水流量計
 - 放水立坑(上流水槽)
 - 放水立坑(下流水槽), 放水トンネル, 放水口